

公益社団法人神奈川県看護協会医療安全推進ネットワーク入会案内

神奈川県看護協会医療安全推進ネットワークの目的

医療安全管理者・医療安全推進担当者間で、医療の安全管理を推進することに資する情報・問題等について、組織横断的に共有するために情報ネットワーク体制を運用し、有用な医療の安全管理情報を普及させることを目指す。

また、本ネットワークでの交流や講演会等を通して、医療安全管理者としての自己研鑽と継続教育の機会とする。

1 入会資格（1年毎の更新制）

- ・日本看護協会および神奈川県看護協会の会員であること
- ・医療安全管理者養成研修が修了していること
(原則として神奈川県看護協会主催の研修または、それに準ずる研修を修了したもの)

2 入会及び更新の手続きについて

- 1) 手続き期間 通年受け付ける。(看護協会への入会手続きを済ませて申し込むこと。) 基本的に月毎の締め切りは、毎月 14 日とする。
- 2) 入会有効期間 入会手続き終了後、本人に協会から「登録(入会)手続き完了について」のお知らせが届いた日から、年度末の 3 月 31 日までとする。
- 3) 提出書類 下記書類に必要事項を記入し、郵送する。
 - (1) 新規入会・再入会時の提出書類
 - ・神奈川県看護協会医療安全推進ネットワーク入会申込書 **様式1**
 - ・神奈川県看護協会医療安全推進ネットワークグループウェア参加同意書 **様式2**
 - ・神奈川県看護協会医療安全推進ネットワーク関連情報及び会員名簿の取り扱いについての同意書 **様式3**
 - (2) 継続入会時の提出書類
 - ・神奈川県看護協会医療安全推進ネットワーク入会申込書 **様式1**
- 4) 所属施設(勤務先)がある方は、入会するにあたり所属施設(勤務先)の施設長、所属長などの了解を得る。入会手続き終了後、所属施設に当協会から入会手続きが終了した旨の連絡を行う。

3 ネットワークへの欠席・退会について

- 1) 月 1 回開催(4 月を除く)するネットワーク交流会に参加できない場合は、前日までにネットワークグループウェアにてその旨を連絡する。
- 2) 会員が退会する場合は、看護協会に所定の退会届を提出しなければならない。
- 3) 連続 3 回、連絡なく欠席したものは、退会したものとみなし、ネットワークグループウェアの登録を抹消する。

4 その他

詳細項目については、神奈川県医療安全推進ネットワーク運営要項を参照

入会申込先 ※必ず郵送でお申し込みください(FAX 受付不可)

〒231-0037 横浜市中区富士見町 3 番 1 公益社団法人神奈川県看護協会
危機管理課 医療安全推進ネットワーク担当 宛
TEL 045-263-2932(ダイヤルイン)